

東近江市監査委員事務局障害者活躍推進計画

令和2年6月1日

機関名	東近江市監査委員事務局
任命権者	東近江市代表監査委員
計画期間	令和2年6月1日から令和7年3月31日まで
東近江市議会事務局における障害者雇用に関する課題	東近江市監査委員事務局においては、職員総数が3人の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。また、中途障害者となった職員もいなかったことから、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、監査委員事務局長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を総務部人事課と設定し、面談等により周知する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○中途障害者として身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があったときは、総務部人事課及び滋賀労働局と相談しつつ、当該職員が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。